

船橋市職員資格取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（再任用職員、会計年度任用職員を除く。以下同じ。）が、船橋市職員研修規程（昭和56年船橋市訓令第2号）第2条第3号の規定による自己研修として、職員の資格取得に要する費用を助成するために必要な事項を定め、もって職員の公務の遂行に必要な能力の習得及び自己研修に対する動機付けを図ることを目的とする。

(資格の指定)

第2条 助成の対象となる資格は、別表に定めるとおりとする。

(適用除外)

第3条 この要綱の規定による資格取得の支援は、職務上必要な資格として職務命令により取得を命じられた資格については、適用しない。

(助成対象者)

第4条 この要綱は、第2条において指定された資格を取得した職員に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員を除く。

(1) 本要綱によらず公費で資格取得した職員

(2) 本要綱により助成を受けて取得した資格より、同等級以下で資格取得した職員

(受験費用等の助成)

第5条 市長は、受験者が資格取得したときは、当該受験者が資格取得のために負担した受験又は受講等に係る費用に応じ、次の各号に定める額の助成金を予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 試験を受験し、合格することにより資格取得した場合 受験料の3分の2に相当する額。（100円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。）ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。

(2) 講習を受講することにより資格取得した場合（受講内容の一部に、修了考査等がある場合を含む。） 受講料の3分の2に相当する額。（100円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。）ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。

2 受験者が前項の規定により受けることができる助成は、1年度当たり1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第1項の助成金の交付を受けようとする受験者は、資格を取得した年度に市長が指定する期日までに、資格取得支援助成金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(助成金交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、資格取得支援助成金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした受験者に通知する。

(交付時期)

第8条 助成金は、前条に規定する額の決定後に交付する。

(受講者の責務)

第9条 受験者は、資格取得し、職務を遂行する上でその成果を最大限に発揮するよう努めなければな

らない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、受験者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由なく受験等を変更し、又は中止したとき。

(3) この要綱に違反したときその他助成金を交付することが不相当と認められるとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、資格取得支援の助成に関し必要な事項は、研修主管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市職員資格取得支援助成金交付要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前のこの要綱に基づく交付決定を受けた令和4年度の補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

資格取得支援助成金交付対象資格

番号	名称
1	技術士（2次試験）
2	危険物取扱者（甲種）
3	危険物取扱者（乙種第1類）
4	危険物取扱者（乙種第2類）
5	危険物取扱者（乙種第3類）
6	危険物取扱者（乙種第4類）
7	危険物取扱者（乙種第5類）
8	危険物取扱者（乙種第6類）
9	危険物取扱者（丙種）
10	エネルギー管理士（熱管理士・電気管理士）
11	土地区画整理士
12	測量士
13	土木施工管理技士（1級）
14	造園施工管理技士（1級）
15	建築士（1級）
16	建築施工管理技士（1級）
17	建築設備士
18	管工事施工管理技士（1級）
19	宅地建物取引士
20	電気工事施工管理技士（1級）
21	電気主任技術者（第1種）
22	電気主任技術者（第2種）
23	電気主任技術者（第3種）
24	MOS上級（エキスパート）
25	ITパスポート
26	介護支援専門員
27	精神保健福祉士
28	社会福祉主事
29	管理栄養士
30	児童福祉司
31	労働安全コンサルタント
32	第1種衛生管理者
33	日商簿記検定（1級）
34	日商簿記検定（2級）
35	日商簿記検定（3級）
36	実用英語技能検定（1級）
37	実用英語技能検定（準1級）
38	実用英語技能検定（2級）
39	秘書技能検定（1級）
40	秘書技能検定（準1級）
41	社会保険労務士
42	自治体法務検定（基本法務）プラチナクラス
43	自治体法務検定（基本法務）ゴールドクラス
44	自治体法務検定（基本法務）シルバークラス
45	自治体法務検定（政策法務）プラチナクラス
46	自治体法務検定（政策法務）ゴールドクラス
47	自治体法務検定（政策法務）シルバークラス
48	TOEIC（860以上）
49	TOEIC（730以上～860未満）
50	TOEIC（600以上～730未満）
51	社会福祉士
52	介護福祉士
53	第1種消防設備点検資格者
54	第2種消防設備点検資格者

55	第1級陸上特殊無線技士
56	第2級陸上特殊無線技士
57	気象予報士
58	行政書士
59	不動産鑑定士
60	消費生活専門相談員
61	労務管理士
62	税理士
63	年金アドバイザー（2級）
64	年金アドバイザー（3級）
65	年金アドバイザー（4級）
66	ファイナンシャル・プランニング技能士（1級）
67	ファイナンシャル・プランニング技能士（2級）
68	ファイナンシャル・プランニング技能士（3級）
69	臨床心理士
70	公認心理師
71	公害防止管理者
72	診療報酬請求事務能力認定試験
73	土壤汚染調査技術管理者
74	中小企業診断士
75	販売士（1級）
76	販売士（2級）
77	販売士（3級）
78	手話通訳士
79	手話技能検定（1級）
80	手話技能検定（準1級）
81	手話技能検定（2級）
82	手話技能検定（準2級）
83	手話技能検定（3級）
84	手話技能検定（4級）
85	応用情報技術者
86	基本情報技術者
87	中国語検定（1級）
88	中国語検定（準1級）
89	中国語検定（2級）
90	中国語検定（3級）
91	医療経営士（1級）
92	医療経営士（2級）
93	医療経営士（3級）
94	健康運動指導士
95	甲種消防設備士
96	情報セキュリティマネジメント
97	ITストラテジスト
98	システムアーキテクト
99	プロジェクトマネージャ
100	ネットワークスペシャリスト
101	データベーススペシャリスト
102	エンベデッドシステムスペシャリスト
103	ITサービスマネージャ
104	システム監査技術者
105	情報処理安全確保支援士

第1号様式

資格取得支援助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 _____
所属 _____
氏名 _____

資格取得支援助成金の交付を受けたいので、職員資格取得支援助成金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

助成資格	名 称	
	資格取得年月日 (合格年月日)	年 月 日
	受験等の年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
経 費 所 要 総 額		円
交 付 申 請 額 (100円未満切り捨て)		円
添 付 書 類		① 資格証等の写し ② 受験又は受講等に係る費用の領収書等 ③ その他 ()

※資格取得に伴う履歴事項変更届については、速やかに人事主管課へ提出してください。

第2号様式

資格取得支援助成金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付け申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので職員資格取得支援助成金交付要綱の規定により、次のとおり通知します。

1 交付する。

助成資格	名 称	
	資格取得年月日 (合格年月日)	年 月 日
	受験等の年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
経 費 所 要 総 額		円
交 付 決 定 額		円
交 付 の 条 件		

※助成金の交付は当該職員があらかじめ指定している旅費振込口座への振込みとなります。

2 交付しない。

理由